

第25回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項
（3）企業集団の主要な事務所の状況
2. 会社役員に関する事項
（3）責任限定契約・補償契約
5. 新株予約権等に関する事項
6. 会計監査人に関する事項
（4）会計監査人に関するその他の事項
8. 業務の適正を確保するための体制
9. 特定完全子会社に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の以下ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供させていただきます。

- ・ 当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>)

- ・ 東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

アニコム ホールディングス株式会社

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2025年3月31日現在）

① 当社

事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日
本 社	東 京 都 新 宿 区	2 0 0 0 年 7 月 5 日

（注）会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

② 子会社

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日
ア ニ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	本 社	東 京 都 新 宿 区	2006 年 1 月 26 日
ア ニ コ ム パ フ ェ 株 式 会 社	本 社	東 京 都 新 宿 区	2004 年 12 月 24 日
ア ニ コ ム 先 進 医 療 研 究 所 株 式 会 社	本 社	東 京 都 新 宿 区	2014 年 1 月 24 日
株 式 会 社 シ ム ネ ッ ト	本 社	宮 城 県 仙 台 市	2001 年 3 月 2 日
株 式 会 社 フ ロ ー エ ン ス	本 社	千 葉 県 市 原 市	2020 年 4 月 15 日

（注）1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。

2. いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

2. 会社役員に関する事項

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
田 中 栄 一 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
尚 山 勝 男 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
デイビッド・G・リット (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
武 見 浩 充 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
伊 藤 公 一 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
青 山 慶 二 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

補償契約については、該当事項はありません。

5. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) アニコムグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - (a) 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - (b) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - (c) 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - (d) 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
- ② 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- ③ 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- ④ 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

(2) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - (a) 当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - (b) 当社は、「グループ倫理規範」を定め、グループの役職員がこの倫理規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - (c) 当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - (d) 当社は、「コンプライアンス・プログラム」を每期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件および不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - (e) 当社は、法令または社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外に内部通報窓口（ホットライン）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- ② 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- ③ 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ

管理体制を整備する。

- ④ 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑤ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。

(3) リスク管理に関する体制

- ① 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - (a) 当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。
 - (b) 定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
 - (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - (d) 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- ② 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより保険契約者をはじめとするステークホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。
- ③ 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

(4) 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- ② 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- ③ 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- ④ 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - (a) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任
 - (b) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
 - (c) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価
 - (d) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系
 - (e) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準
 - (f) コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- ⑤ 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- ⑥ 当社は、①～⑤のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

(5) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- ① 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- ② 監査役会事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- ③ 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し、重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ② 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- ③ 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に①または②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- ④ 役職員は、内部通報窓口（ホットライン）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- ③ 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通および情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。
- ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- ⑤ 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ⑥ 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- ⑦ 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しており、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,214百万円
当社の総資産額	28,865百万円

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,202	8,092	15,850	△1,001	31,144
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△759			△759
連結子会社の増資による持分の増減		△60			△60
剰余金の配当			△438		△438
親会社株主に帰属する当期純利益			3,246		3,246
自己株式の取得				△3,000	△3,000
自己株式の消却			△3,998	3,998	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△819	△1,190	998	△1,011
当期末残高	8,202	7,272	14,660	△2	30,132

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△1,248	△1,248	0	256	30,152
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△759
連結子会社の増資による持分の増減					△60
剰余金の配当					△438
親会社株主に帰属する当期純利益					3,246
自己株式の取得					△3,000
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△668	△668	△150	△256	△1,074
当期変動額合計	△668	△668	△150	△256	△2,086
当期末残高	△1,916	△1,916	△149	－	28,066

連結注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社

アニコム パフェ株式会社

アニコム先進医療研究所株式会社

株式会社シムネット

株式会社フローエンス

(ロ)主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

香港愛你康有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 1 社

持分法適用の非連結子会社の名称

香港愛你康有限公司

(持分法の適用範囲の変更)

上海愛妮康動物医療有限公司は株式の全部を売却したため、また、株式会社EPARKペットライフは持分比率が減少したため、それぞれ当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）は、時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

③ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、販売用ソフトウェアについては、見込販売可能期間(3年)に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を引当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の行う「ペット向けインターネットサービス事業」の商品の販売、サービスの提供に係る収益は、主に卸売又は役務の提供であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務、顧客との役務提供契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の引渡し及び役務を提供する一時点において、顧客が当該商品又は役務の提供に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品引渡・役務提供時点で収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもののれんの評価

- (2) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額のれん 2,422百万円

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社グループにおけるのれんの概要

当社グループは、動物病院事業において外部から動物病院（グループ）を事業譲受し、ペット向けインターネットサービス事業において株式会社シムネットの株式を取得、またブリーディング事業において株式会社フローエンスの株式を取得しております。いずれも超過収益力を期待して1株当たり純資産額を上回る価額で事業譲受又は株式取得しており、当該上回る額をのれんとして計上しております。

② 算出方法等

i 償却方法

連結注記表＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞ 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載のとおりであります。

ii 減損損失の計上方法

a)概要

のれんを含む資産グループに減損の兆候があり、かつ、当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合に、減損損失を計上することとしております。

b)グルーピングの方法

動物病院事業においては各動物病院（グループ）、ペット向けインターネットサービス事業においては株式会社シムネットの資産グループを、ブリーディング事業においては株式会社フローエンスの資産グループを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、当該のれんを含む資産グループごとに減損の兆候把握及び減損損失の認識判定を行っております。

c)減損の兆候把握の方法

のれんを含む資産グループについて、主として以下のいずれかの状況が認められた場合、減損の兆候があるものと判断しております。

- ・ 営業活動による損益が継続して赤字で推移している場合
- ・ 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ・ 経営環境の著しい悪化が認められる場合
- ・ 資産グループの主要な資産について、市場価格が著しく下落している場合

d)減損損失の認識判定方法

減損の兆候があると認められた、のれんを含む資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該資産グループの帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することとしております。将来キャッシュ・フローの見積期間は、主要な資産の経済的残存耐用年数又はのれんの残存償却年数としております。

e)減損損失の測定方法

減損損失を認識する必要があると判断した、のれんを含む資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方としております。

f)当連結会計年度における減損兆候の把握及び減損損失の認識判定結果

当連結会計年度において、のれんを含む資産グループについては、一部の資産グループについて減損の兆候は認められたものの、減損損失を認識する必要はないものと判断しております。

③ 主要な仮定

減損損失の認識判定に当たっては、各資産グループが使用されている事業の将来利益やキャッシュ・フローを予測する必要があります。これらの予測に当たっての主要な仮定は以下のとおりであります。

・減損損失の認識判定に関する主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費の見込額、主要な資産の経済的耐用年数、のれんの償却年数

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度末において減損損失の計上を不要と判断したのれんを含む資産グループについて、減損損失を計上する必要がある可能性があります。

<会計方針の変更>

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

<連結貸借対照表関係>

1. 有形固定資産の減価償却累計額		2,331百万円
2. 担保資産及び担保付債務		
(1) 担保に供している資産	土地	150百万円
	建物	18百万円
	計	168百万円
(2) 担保に係る債務	借入金	115百万円
3. 非連結子会社及び関連会社の株式等	は次のとおりであります。	
有価証券（株式）		－百万円

<連結損益計算書関係>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与	5,598百万円
広告費	2,230百万円
外注委託費	3,017百万円
代理店手数料等	5,235百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社・場所	用途	種類	減損損失
アニコム先進医療研究所(株) (東京都世田谷区)	動物医療分野における臨床・研究事業等	建物附属設備	16百万円
(株)フローエンス (静岡県伊豆市)	ペットのブリーディング事業	土地、建物	25百万円
合計			41百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業単位ごとにグルーピングを行っております。また遊休資産は個別の資産グループを構成することとしております。

連結子会社であるアニコム先進医療研究所(株)の動物医療分野における臨床・研究事業等において、今後の事業計画

を勘案した結果、減損損失を計上しております。また、連結子会社である㈱フローエンスのペットのブリーディング事業において、将来の用途が定まっていない遊休資産に対し、減損損失を計上しております。

上記資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的に売却又は転用が不可能な資産は零とし、売却又は転用が可能な資産は売却可能価額にて評価しております。なお、処分予定資産については、処分を決定した時点より単独のグループングとしております。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	81,309,160	－	6,370,000	74,939,160
合 計	81,309,160	－	6,370,000	74,939,160
自己株式				
普通株式 (注)	1,628,636	4,745,596	6,370,000	4,232
合 計	1,628,636	4,745,596	6,370,000	4,232

(注) 普通株式の自己株式の株式数増加4,745,596株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得であります。

普通株式の自己株式の株式数減少6,370,000株は、自己株式の消却であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	－	－	－	－	－	－	－
連結子会社	自己新株予約権	－	－	－	－	－	△149
合計			－	－	－	－	△149

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	438百万円	5.5円	2024年3月31日	2024年6月25日
計		438百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月24日開催の株主総会において、下記のとおり剰余金の配当を行うことについて決議を予定しております。

(イ) 配当の総額 636百万円

(ロ) 配当の原資 利益剰余金

- (ハ) 1株当たり配当金8.5円
- (二) 基準日 2025年3月31日
- (ホ) 効力発生日 2025年6月25日

<金融商品関係>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

資金調達については、主として事業投資資金の確保を目的として、社債の発行を行っております。資金調達が必要な場合には、グループ全体の資金収支を勘案し、調達額や調達手段等を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

③流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

③流動性リスクの管理

流動性リスクには、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、資金繰りの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,400	4,242	△157
その他有価証券 (*2) (*3)	23,829	23,829	－
(2) 貸付金	44		
貸倒引当金 (*4)	△43		
	1	1	－
資 産 計	28,230	28,072	△157
社債	10,000	9,872	△127
借入金	115	110	△4
負 債 計	10,115	9,982	△132

(*1) 「現金及び預貯金」、「未収金」は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(*2) 投資信託の一部について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(*3) 市場価格のない株式等及び組合出資金は、次のとおりであり、「(1) 有価証券」には含めておりません。

市場価格のない株式等 ※ 1	821百万円
組合出資金 ※ 2	379百万円
合計	1,201百万円

※ 1 市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※ 2 組合出資金は投資事業有限責任組合及び匿名組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,558	－	－	1,558
公社債				
地方債	－	2,488	－	2,488
社債	－	2,028	－	2,028
その他(*1)	16,701	495	－	17,196
資 産 計	18,259	5,012	－	23,271

(*1) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は557百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
公社債				
地方債	－	1,920	－	1,920
社債	－	2,321	－	2,321
貸付金	－	－	1	1
資 産 計	－	4,242	1	4,243
社債	－	9,872	－	9,872
借入金	－	110	－	110
負 債 計	－	9,982	－	9,982

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式、上場投資信託は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものとしてレベル1の時価に分類しております。地方債、社債については日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル2の時価に分類しております。

貸付金

貸付金は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定して時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。なお、破綻懸念先に対する貸付金については、帳簿価額から貸倒見積高を控除した額が時価と近似しているため、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定してお

り、レベル2の時価に分類しております。

<収益認識関係>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
財又はサービスの種類による分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	損害保険事業	ペット向けインターネットサービス事業	計		
ペット向けインターネットサービス	—	2,263	2,263	—	2,263
動物病院支援	—	—	—	349	349
保険代理店	—	—	—	14	14
動物医療分野における臨床・研究	—	—	—	2,348	2,348
遺伝子検査等	—	—	—	320	320
その他	—	—	—	1,907	1,907
顧客との契約から生じる収益	—	2,263	2,263	4,940	7,203
その他の収益	60,479	—	60,479	—	60,479
外部顧客への売上高	60,479	2,263	62,742	4,940	67,683

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、動物病院支援事業、動物医療分野における臨床・研究事業、遺伝子検査事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「連結注記表 <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項> 4. 会計方針に関する事項(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

<賃貸等不動産関係>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社では、東京都、三重県、石川県において賃貸不動産（土地及び建物）を、また兵庫県、静岡県において遊休不動産（土地及び建物）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期末時価
1,086	1,205

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

<1株当たりの情報>

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 376円54銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 41円98銭 |

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

<その他の注記>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	470
責任準備金	530
未払事業税	48
賞与引当金	90
減価償却費超過額	107
支払備金	59
貸倒引当金	16
その他有価証券評価差額金	780
投資有価証券評価損	72
フリーレント賃料	31
その他	113
繰延税金資産小計	2,320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△470
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△85
評価性引当額小計	△556
繰延税金資産合計	1,764

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	1.2
評価性引当額の増減	3.0
連結子会社との税率差異	△2.8
のれんの償却額	1.1
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	0	5	9	9	—	445	470
評価性引当額	△0	△5	△9	△9	—	△445	△470
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されております。

この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は32百万円増加し、法人税等調整額は7百万円減少しております。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称：株式会社フローエンス
事業の内容：ペットのブリーディング事業

② 企業結合日

2024年8月16日
2024年11月29日
2025年1月24日
2025年1月31日

③ 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる株式取得及び非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は25.82%であり、当該取引により株式会社フローエンスを当社の完全子会社といたしました。当社グループと同社の協力関係をより強化することが当社グループの企業価値向上につながると判断したため、同社の株式を追加取得いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

① 第三者割当増資の引き受けによる株式取得

取得の対価	現金及び預貯金	690百万円
取得原価		690百万円

② 非支配株主からの株式取得

取得の対価	現金及び預貯金	1,024百万円
取得原価		1,024百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の変動要因

子会社株式の追加取得

- ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
819百万円

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

2025年5月9日に公表いたしました「中期経営計画2025-2027」におきましても、株主還元につきましては配当を基本としつつ、自己株取得につきましても機動的に実施していくこととしております。

今般、2024年度の当社決算状況を踏まえ、下記2. のとおり、10億円を上限とする自己株式の取得について決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	2,000,000株（上限）
③株式の取得価額の総額	1,000百万円（上限）
④取得期間	2025年6月2日～2025年9月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付け

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,343	流 動 負 債	5,267
現 金 及 び 預 金	6,023	1 年 内 償 還 社 債	5,000
前 払 費 用	25	未 払 費 用	21
未 収 入 金	206	未 払 金	217
未 収 還 付 法 人 税 等	86	リ ー ス 債 務	2
そ の 他	0	預 り 金	11
固 定 資 産	22,491	賞 与 引 当 金	14
有 形 固 定 資 産	73	そ の 他	0
建 物	10	固 定 負 債	5,445
工 具、器 具 及 び 備 品	53	社 債	5,000
リ ー ス 資 産	9	リ ー ス 債 務	7
無 形 固 定 資 産	35	長 期 預 り 保 証 金	438
特 許 権	1	負 債 合 計	10,713
ソ フ ト ウ エ ア	33	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	22,382	株 主 資 本	18,151
関 係 会 社 株 式	21,891	資 本 金	8,202
長 期 前 払 費 用	7	資 本 剰 余 金	8,092
敷 金	473	資 本 準 備 金	8,092
繰 延 税 金 資 産	10	利 益 剰 余 金	1,859
繰 延 資 産	30	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,859
社 債 発 行 費	30	繰 越 利 益 剰 余 金	1,859
		自 己 株 式	△2
		純 資 産 合 計	18,151
資 産 合 計	28,865	負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,865

2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,489	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,018	2,507
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,510	1,510
営 業 利 益		997
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
そ の 他	3	6
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	35	
支 払 利 息	0	
社 債 発 行 費	2	
そ の 他	58	96
経 常 利 益		907
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		907
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△29
法 人 税 等 調 整 額		18
法 人 税 等 合 計		△11
当 期 純 利 益		918

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当期首残高	8,202	8,092	8,092	5,377	5,377
当期変動額					
剰余金の配当				△438	△438
当期純利益				918	918
自己株式の取得					－
自己株式の消却				△3,998	△3,998
当期変動額合計	－	－	－	△3,518	△3,518
当期末残高	8,202	8,092	8,092	1,859	1,859

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1,001	20,671	20,671
当期変動額			
剰余金の配当		△438	△438
当期純利益		918	918
自己株式の取得	△3,000	△3,000	△3,000
自己株式の消却	3,998	－	－
当期変動額合計	998	△2,519	△2,519
当期末残高	△2	18,151	18,151

個別注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|---|
| (1) 関係会社株式 | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| (2) その他有価証券
(市場価格のない株式等以外のもの)
(市場価格のない株式等) | 時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、
また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
移動平均法に基づく原価法によっております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 : 8～15年
工具、器具及び備品 : 4～10年 |
| (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の経営管理に係る収益は、主に子会社等への経営管理業務の役務提供による収入であり、子会社等との経営管理契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該経営管理契約は、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
関係会社株式の評価 | |
| (2) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
関係会社株式 | 21,891百万円 |

(3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当社における関係会社株式の概要

当社は保険持株会社として、ペット保険を中心とする損害保険事業、インターネットサービス事業、動物病院事業等を営む関係会社の株式を保有しております。関係会社株式には、出資設立により取得した株式の他、外部より取得した株式が含まれております。

②関係会社株式の評価方法

i 出資設立した関係会社株式の評価方法

関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たり純資産額を実質価額とし、これが取得原価に比べ、50%以上低下した場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、事業計画による利益の計上により、5年以内に、実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、評価損を計上しないこととしております。

当事業年度においては、関係会社株式については評価損を計上する必要はないものと判断しております。

ii 外部より取得した関係会社株式の評価方法

外部より取得した関係会社株式は、超過収益力を期待して、財務諸表を基礎とした1株当たり純資産額よりも相当程度高い価額で取得しており、事業計画の進捗状況に応じて、以下のとおり評価しております。

a)事業計画を達成している場合

事業計画を上回る利益水準で実績が推移している場合、超過収益力は毀損しておらず、実質価額は低下していないものと判断し、評価損の計上が必要な状況にはないものと判断しております。

b)事業計画を達成していない場合

事業計画を下回る利益水準で実績が推移している場合、取得時に使用した株式評価モデルに基づき、改めて実質価額を算定し、これが取得原価に対し50%以上低下している場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、事業計画による利益の計上により、5年以内に、実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、評価損を計上しないこととしております。

c)当事業年度における関係会社株式の評価結果

当事業年度において、関係会社株式については評価損を計上する必要はないものと判断しております。

③主要な仮定

関係会社株式の評価に当たっては、各社の将来利益を予測する必要があります。これらの予測に当たっての主要な仮定は、各社の当期利益見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益の発生見込額であります。

④翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上を不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

<会計方針の変更>

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	265百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1)短期金銭債権	193百万円
(うち未収入金)	(193百万円)
(2)短期金銭債務	127百万円
(うち未払金)	(127百万円)
(3)長期金銭債務	438百万円
(うち長期預り保証金)	(438百万円)

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
関係会社からの経営管理料	1,489百万円
関係会社からの受取配当金	1,018百万円
2. 特別損失の内訳	
固定資産除売却損の内訳	
工具、器具及び備品	0百万円
	0百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 4,232株

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	9百万円
賞与引当金	4百万円
税務上の繰越欠損金	8百万円
関係会社評価損	335百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	
	360百万円
評価性引当額	△343百万円
繰延税金資産合計	
	16百万円

繰延税金負債	
未払事業税	△5百万円
繰延税金負債合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	10百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：％)	
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	0.4
評価性引当額の増減	2.0
受取配当金益金不算入額	△34.4
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.2

3. 法人税等の税率変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が、30.62%から31.52%に変更されております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は0百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アニコム損害保険株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務	経営管理料 (注) 1	1,418	—	—
子会社	株式会社フローエンス	直接 100%	経営指導 役員兼務	増資の引受 (注) 2	690	—	—
子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務	増資の引受 (注) 3	1,300	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

2. 当社が株式会社フローエンスの行った株主割当増資を1株13,500円(総額540百万円)および1株16,000円(総額150百万円)で引き受けたものであります。

3. 当社がアニコム先進医療研究所株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	242円24銭
2. 1株当たり当期純利益金額	11円88銭

<重要な後発事象に関する注記>

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

2025年5月9日に公表いたしました「中期経営計画2025-2027」におきましても、株主還元につきましては配当を基本としつつ、自己株式取得につきましても機動的に実施していくこととしております。

今般、2024年度の当社決算状況を踏まえ、下記2. のとおり、10億円を上限とする自己株式の取得について決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	2,000,000株（上限）
③株式の取得価額の総額	1,000百万円（上限）
④取得期間	2025年6月2日～2025年9月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付け

<その他の注記>

企業結合等に関する事項

連結注記表<その他の注記>に記載しているため、注記を省略しております。